

指 導 書

火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為（たき火を含む）を行う場合は、次の事項について遵守するようお願いします。

1. 可燃物の近くで、たき火をしないこと。
2. 水バケツ、消火器等の準備をすること。
3. 火の粉の飛散防止のため、地面に穴を掘り、その中で燃やすか又は不燃性容器等を使用し燃やすこと。
4. 気象状況、燃焼状態に対応できるよう責任ある監視人をつけること。
5. たき火が終了したら、完全に消火すること。
6. 届け出した日時及び内容等は厳守し、変更等がある場合は、早急に下記の消防署等に連絡すること。
7. 火災警報等が発令された場合は、ただちに消火をすること。

※ 消防署への届け出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

※ 消防法及び火災予防条例では、火災警報発令時等及び火災の危険性がある場合以外は、たき火行為の制限及び良否の判断は行っておりません。

※ 届出された、たき火行為については、富士宮市役所の関係課（生活環境課等）に情報提供させていただきますので、予めご了承ください。

また、場合によっては、消防法以外の法令（環境関係法令）により制限される場合があります。

連絡先

中央消防署(26-5119)	西消防署(27-0019)
芝川分署(65-1219)	北分署(54-1771)
東分署(22-8880)	上野分署(59-1119)

令和 年 月 日
富士宮市消防本部